

平成23・24年度建設工事競争入札参加資格審査 質疑応答

※アンダーラインのある質疑応答が新たに加えたものです。

資格審査**【申請要領P1】**

- Q 資格審査を受けることができる「一定の要件を満たす営業所」とは、主たる営業所についてのみか、従たる営業所も含めたすべての営業所についてか。
- A 主たる営業所（委任する場合は、委任先の営業所）についてのみ要件を満たすことを求める。

【申請要領P1】

- Q 資格申請者が有しなければならない「独立した営業所」の要件とは何か。
- A 最後のページにある（別紙）のとおり。

【申請要領P2】

- Q 種子吹きつけ機およびモルタル吹きつけ機の「附属物一式」とは、どのようなものか。
- A たとえば、ホッパ、計量機、操作板等が考えられる。

【申請要領P2】

- Q 種子吹きつけ機およびモルタル吹きつけ機の「附属物」は、レンタルでよいか。
- A 附属物も含めて、自社所有（長期リース含む。）とする。

【申請要領P2】

- Q ボーリングマシンの「アンカー工または鉄筋挿入工に使用できるもの」について、規格の条件はあるか。
- A 特に設けていないが、たとえば、アンカー用二重管でφ90～165mm程度のものやロックボルト用単管のようなものが考えられる。

【申請要領P2】

- Q ほ装工事の機械のうち、コンバインドローラーは、マカダムローラーに含まれるか。
- A 含まれない。

【申請要領P2】

- Q ほ装工事の機械のうち、タンデムローラーは、マカダムローラーに含まれるか。
- A 含まれる。

【申請要領P21】

- Q アスファルトフィニッシャーでは装幅が3.3m以上のもの、タイヤローラーで車輛重量が8t以上のものおよびマカダムローラーで車輛重量が10t以上のものを記入する欄があるが、これらの規格を満たす建設機械でないと、資格審査を受けることができないのか。
- A 規格にかかわらず、アスファルトフィニッシャー、タイヤローラーおよびマカダムローラーの3種類を所有（長期リースを含む。）していれば、ほ装工事の資格審査を受けることができる。

【申請要領P 3 6～3 7】

- Q 常勤技術者調べ（様式第5号）に記載する「建設機械の操作員」は、営業用機械器具調べ（様式第4号）に記載した自社所有機械に係る操作員についてだけ記載すればよいか。
- A 営業用機械器具調べ（様式第4号）への記載の有無にかかわらず、建設機械の操作員全員について記載する。

【その他】

- Q 平成21・22年度の資格審査でA等級の要件とされた「特定許可を有すること」は、今回の資格審査では、どの時点で特定許可を有していればよいか。
- A 資格審査の申請期間の末日（今回の定期審査では平成22年12月31日）の時点とする。

申請書類

【申請要領P 7】

- Q 経営事項審査の年間平均完成工事高を3年平均の場合に添付する「20002 帳票（年間平均完成工事高・年間平均元請完成工事高）」は、どの年度のものか。
- A 申請書に添付する経営規模等評価結果通知書に係る年度のもの。

【申請要領P 8】

- Q 直近1事業年度分の工事経歴書（写）は、民間の下請工事についても元請工事の名称が必要か。
- A 官公署発注の工事のうち福井県内で施工したものに限り。民間工事および県外で施工したものについては元請工事の名称を求めない。

【申請要領P 10】

- Q 審査基準日以降に災害協定を締結した場合は、災害協定書（写）の他にどのような確認書類が必要か。
- A 所属団体の証明書が必要（経営事項審査の防災協定締結の有無の審査と同じ取扱いとする。）

【申請要領P 3 3～3 5】

- Q 「営業用機械器具調べ」の除雪機械は、自社所有のすべてについて記載する必要があるか。
- A 福井県との除雪契約に基づき、平成22年度道路雪対策基本計画（福井県土木部）で民間除雪機械委託の台数に計上されているものうち自社所有のものに限る。

【申請要領P 3 3～3 5】

- Q トラクターショベルは、除雪機械として「営業用機械器具調べ」に記載しなくてよいか。
- A 記載不要（記載要領の表に掲げる5種類および凍結防止剤散布車についてのみ記載）

【申請要領P 3 3～3 5】

- Q 「道路雪対策基本計画（福井県土木部）では、凍結防止剤散布工も除雪作業とされているが、凍結防止剤散布車は、「営業用機械器具調べ」に記載しなくてよいか。
- A 平成22年度道路雪対策基本計画（福井県土木部）で民間除雪機械委託の台数に計上されているもの（自社所有に限る。）であれば、記載する。

【申請要領P36～37】

- Q 「常勤技術者調べ」に記載する、アスファルトフィニッシャー、マカダムローラー、タイヤローラー、モルタル吹きつけ機、種子吹きつけ機およびボーリングマシーンの操作員に係る資格者等の写しとしては、何を添付すればよいか。
- A 操作員については、資格者等の写しは不要

【申請要領P36～37】

- Q 前回の資格審査で記載した「管工事施工管理技士」および「造園施工管理技士」は、今回の資格審査では記載しなくてよいか。
- A 記載不要（記載要領の表に掲げる技術者等についてのみ記載）

特別項目点数

【申請要領P9】

- Q 経営事項審査の制度改正に伴い、ISO9001およびISO14001は、県の資格審査と重複して評価されるのか。
- A 経営事項審査の審査基準の改正は、平成23年4月1日以後に受け付ける経営事項審査から適用されることから、今回の資格審査では重複評価されない。

電子申請

- Q データ送信後に入力誤りがあることに気付いたが、再送信することはできるか。
- A 申請受付期間内であれば何度でも再送信することはできる。最後に送信されたデータを有効な申請データとする。
再送信する場合は、訂正した項目を含めたすべての項目に入力がされていることが必要。
- Q ふくeネット（電子申請システム）は、WindowsVistaおよびWindows7に対応しているか。
- A Microsoft Windows2000-SP3以上、Microsoft WindowsXPおよびMicrosoft WindowsVistaについては動作確認できているが、Windows7については動作確認できていない。また、WindowsVistaについては制限事項があるので、詳しくは、ふくeネットの利用者環境の条件について（下記HP）を参照してください。
(<http://www.shinsei.e-fukui.lg.jp/static/00000001/003/00000108.html>)

※【 】内には、説明会資料No.2の該当ページを記載しています。

平成22年11月1日
福井県土木部土木管理課

競争入札参加資格者（以下「有資格者」という。）が有しなければならない、他の有資格者の営業所から「独立した営業所」であることの要件は、次のとおりとします。

なお、資格を有する業種が重複しない有資格者間には適用しないものとします。

- 1 営業所の入口は、他の有資格者の営業所の入口と同一でないこと。
- 2 ビルのワンフロアを複数の有資格者が使用する場合は、以下のとおりであること。
 - ア 部屋への入口が同一でないこと。
 - イ 天井までの高さがある間仕切り等（会話を容易に聞き取ることができない構造で、かつ、容易に移動させることができないものとする。）で区別されていること。
- 3 入札契約手続に使用する、電話、ファクシミリおよびパーソナルコンピュータを、他の有資格者と共用していないこと。
- 4 建設業法の規定により備え置くべき書類その他建設業の事業に関する書類が他の有資格者の書類と混同していないこと。
- 5 建設業法第3条第1項の許可に係る代表者が他の有資格者の代表者と同一でないこと。

（注）資格を認定された後であっても、上記の要件に該当しないことが明らかとなった場合には、資格を取り消される場合がありますので、御注意ください。